

改定後	改定前
<p>第2条（<u>リボ払いの毎月支払額</u>の支払いコースに関する特約）</p> <p>1. 切替会員は、カード切替時点において別表に定める<u>リボ払いの毎月支払額</u>の支払いコースを指定している場合には、カード切替後も引続き同様の支払方法（定額コースの毎月支払額、ボーナス支払月およびボーナス増額分を含みます。以下同様）に限り指定することができるものとします。</p> <p>2. 切替会員は、カード切替後に<u>リボ払い</u>の支払方法を変更する場合には、会員規約第32条第2項及び第3項に定める支払いコースおよび毎月支払額に限り指定することができるものとします。</p>	<p>第2条（<u>リボルビング払い弁済金</u>の支払いコースに関する特約）</p> <p>1. 切替会員は、カード切替時点において別表に定める<u>リボルビング払いの弁済金</u>の支払いコースを指定している場合には、カード切替後も引続き同様の支払方法（定額コースの毎月<u>弁済金（毎月支払額）</u>、ボーナス支払月およびボーナス増額弁済金を含みます。以下同様）に限り指定することができるものとします。</p> <p>2. 切替会員は、カード切替後に<u>リボルビング払い</u>の支払方法を変更する場合には、会員規約第32条第2項及び第3項に定める支払いコースおよび毎月支払額に限り指定することができるものとします。</p>
<p>別表</p> <p><<u>リボ払いの毎月支払額</u>の支払いコース> (略)</p> <p><<u>リボ払いのお支払い例</u>> (略)</p> <p>◆初回（9月26日）お支払い（ご利用残高50,000円） (略)</p> <p>③<u>毎月支払額</u> (略)</p> <p>◆第2回（10月26日）お支払い (略)</p> <p>③<u>毎月支払額</u> (略)</p>	<p>別表</p> <p><<u>リボルビング払い弁済金</u>の支払いコース> (略)</p> <p><<u>リボルビング払いのお支払い例</u>> (略)</p> <p>◆初回（9月26日）お支払い（ご利用残高50,000円） (略)</p> <p>③<u>弁済金</u> (略)</p> <p>◆第2回（10月26日）お支払い (略)</p> <p>③<u>弁済金</u> (略)</p>